

第2回 長岡地域合併協議会

会 議 録

第2回長岡地域合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年3月22日(月) 午後6時
- ・場 所 ホテルニューオータニ長岡

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊 正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	朝日 由香	池田 守明	高森 精二
小林 民雄	佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進
高野 徳義	川上 孫一	池島 寛	中村 満
中澤 清	豊口 協	鈴木 隆三	

以上 39名

(欠席委員の氏名)

0名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第2回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、まことに6時というちょうど食事の時間帯でございますが、それにもかかわらず皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

この協議会を設置しましてから間もなく1カ月になろうとしておりますが、各分科会ではこの1カ月に協議会に提案する調整方針案を作成するために、大変活発な協議検討を重ねていると聞いております。各市町村の担当の皆様には、本当にご苦労さまと申し上げたいと思います。協議会本体の方も分科会の議論に負けずに活発な議論となりますように、本日の会議の運営につきましてもご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の会議の出欠については、豊口委員からおくれるとの連絡が入っておりますが、現在過半数の出席でございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係ります資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、事前配付として次第、第2回会議資料議案編、それからA3横長の別冊資料をお配りしてございます。

次に、本日の配付資料としてお手元に第2回会議資料報告編と議案編の17ページの差し替えをお配りしてございます。

資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長よりお願いいいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入らせていただきます。

まず、報告事項の報告第9号 長岡地域合併協議会新市建設計画策定小委員会の委員についてでございます。これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

協議会事務局の高橋でございます。恐縮ですが、座ってご説明をいたします。

お手元に本日お配りをいたしました長岡地域合併協議会第2回会議資料報告編をお出しく下さい。1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。報告第9号 長岡地域合併協議会新市建設計画策定小委員会の委員についてでございます。

1枚おめくりいただきますと、別紙委員名簿がございます。これにつきまして説明をいたします。第1回目の協議会でご承認をいただきました小委員会設置要綱に基づき、委員を選定をしたものでございます。

順次ご説明をいたしますが、まず行政の関係から6市町村の助役を6名でございます。

それから、その次でございますが、それぞれの市町村の議会議員、または住民の代表ということで、記載のとおりでございます。

それから、協議会委員の中から学識経験者の方を2人以内と定めておりますが、お二人、豊口委員と鈴木委員から小委員会の委員としてお入りいただいております。

それから、委員名簿の一番最後でございますが、委員以外から学識経験者を4人以内ということで定めておりますが、ここに記載のとおり、最初に長岡技術科学大学教授、原田先生、それから長岡大学助教授、鯉江先生、お二人とも長岡地域内の大学の先生であり、それぞれの専門の立場や地域とのかかわり合いの経験からご協力をいただきたいと考えているものでございます。

その次のNPO法人まちづくり学校校長であります小疇さんでございますが、小疇さんにつきましては、任意協議会のときに長岡地域新市の将来構想を策定をした際に住民のワークショップの取りまとめをお願いをした方ございまして、現在もまちづくりの活動をしているという立場でご意見をさまざまな立場でいただきたいと考えております。

それから、最後でございますが、長岡地域振興事務所所長の渡辺さんから県の立場でお入りをいただきたいと考えております。建設計画には当然県事業をどうしていくかという部分もございまして、県の立場でお入りをいただくという考え方でございます。

委員の説明については以上でございますが、建設計画の作業につきまして若干ご説明をさせていただきます。今ほどご説明させていただきました委員の方から、第1回の小委員会を3月29日月曜日になりますが、夕方の6時から長岡市役所において1回目の小委員会を開催したいと考えております。

それから、建設計画に関する作業の関係ですが、第1回の協議会で建設計画の基本的な策定の方針についてご承認をいただいておりますので、現在その方針に基づきまして各市町村で建設計画の候補となる事業の検討を現在進めている、こういう状況でございます。

なお、1回目の協議会で予算の段階で若干お話をいたしました。建設計画策定のため、ご協力をいただく業者としまして、新市将来構想策定のときにご協力をいただきました建設技術研究所、U F J 総合研究所共同体を決定いたしましたことをご報告をさせていただきます。

報告については以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいまの小委員会に關します報告につきましてご質問はございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、これからこの小委員会で審議をしていただきまして、建設計画の案を検討していただくわけでございます。小委員会のメンバーになられます委員の皆様には、よろしくお願いを申し上げたいと思います。また、小委員会の委員の皆様には、この協議会委員のほかにも学識経験者が4名ということで、それぞれ専門的見地から建設計画についての議論を期待をしたいと思います。小委員会の委員につきましての報告事項は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議事2、協議事項に入りたいと思います。

協議事項の議案第16号 平成16年度事業計画についてと次の第17号の協議会予算とも関連がありますので、議案第16号と議案第17号を一括して協議をしたいと思います。

第1回で平成15年度の事業計画と予算を審議いただいたわけでございますが、きょうの協議事項は平成16年度の事業計画と予算でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、長岡地域合併協議会第2回会議資料議案編をお手元にお出しく下さい。1枚おめくりいただきますと1ページでございます。議案第16号 平成16年度長岡地域合併協議会事業計画についてでございます。恐縮です。もう一枚おめくりをいただきますと3ページでございますが、平成16年度長岡地域合併協議会事業計画（案）がございます。これに基づいて事業計画の説明をいたします。

基本的には第1回目の協議会で説明をいたしました15年度の事業計画と同様の考え方で作成しております。

1番、会議の開催でございますが、法定協議会本体につきましては、月1回ないし2回開催したいと考えております。

続きまして、（2）の小委員会、幹事会、分科会でございますが、ここにつきましても、基本的には15年度と同様でございます。ただ、小委員会につきましては、新市建設計画策定小委員会を設置することがご承認いただいておりますので、小委員会につきましては、建設計画の小委員会を設置し、協議をしていくということになります。幹事会、分科会につきましては、幹事会は議案調整の場ですので、協議会の前に開催。分科会につきましては必要の都度開催ということは変わっておりません。

それから、（3）でございますが、これは合併の協議終了後、合併協定書に調印をしていただくということが必要になりますので、この調印式を合併協議終了後行いたいと考えているものです。

2番の広報、広聴の実施につきましては、（1）、（2）、協議会だよりの発行、協議会ホームページの管理運営につきましては、15年度と同様の考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。（3）、シンポジウムの開催でございますが、

長岡地域の住民の皆様に対し、長岡地域の合併協議の協議状況について関心や理解を深めてもらうためにシンポジウムを開催したいと考えているものでございます。

(4)、協議会報告書の作成でございます。長岡地域合併協議会の協議結果等を住民の皆様にはわかりやすく伝えるため、報告書を作成し、配付をしたいと考えているものでございます。

(5)、合併パンフレットの作成でございます。合併協議終了後、合併期日までの間に、事務手続なども含め、合併後はどのように変わるのか、住民の皆様には直接深く関係する内容をわかりやすく伝えるために合併のパンフレットを作成し、配付をしたいと考えているものです。

3番、調査研究の実施でございます。(1)、先進地視察、長岡地域の合併協議の参考とするため、協議会委員の皆様などから視察をしていただきたいと考えているものです。

なお、4番の協議期間につきましては、15年度のときにお示しした内容と同様でございます。平成16年度の8月までを目途としたいと考えているものでございます。

続きまして、5ページ、議案第17号 平成16年度長岡地域合併協議会予算についてでございます。また、1枚おめくりいただきまして、7ページから具体的な内容になります。平成16年度長岡地域合併協議会予算(案)でございます。歳入歳出ともに6,642万5,000円でございます。15年度の予算と同様の考え方で作成をいたしましたものでございます。なお、まだ予算審議中のそれぞれの市町村の議会もあるわけですが、議決をいただいた後、16年の4月1日から予算執行するという考え方で本日提案をさせていただいているものでございます。

歳入でございますが、分担金及び負担金、これは協議会構成の6市町村の負担金ということでございます。なお、この負担金に当たってそれぞれの市町村に1市町村当たり500万円、計3,000万円の国からの補助がそれぞれの市町村にされております。

歳入の2、諸収入につきましては、預金利子が発生することを想定して計上したものでございます。

歳出でございます。1の会議費につきましては、協議会、小委員会などの会議開催経費でございます。

2の事業推進費につきましては、今ほどの事業計画で説明したもののほか建設計画策定に関する経費を予算計上をしているものでございます。

さらに、予備費につきましても、当初予定しなかった経費が発生した場合を考え、計上したものでございます。

詳細は8ページから10ページに記載のとおりでございます。

説明については、以上でございます。

議長(森 民夫)

どうもありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見あるいはご質問をいただきたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なく、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、特にご質問、ご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

議案第16号と議案第17号につきましては、承認ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第16号 平成16年度長岡地域合併協議会事業計画及び議案第17号 平成16年度長岡地域合併協議会予算については、いずれも事務局の提案どおりに承認されました。

次に、議案第18号 一部事務組合等の取扱いについてでございます。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

同じく議案集の11ページをお開きください。

議案第18号 一部事務組合等の取扱いについてでございます。現在長岡地域合併協議会を構成いたします6市町村では、さまざまな形で事務の一部を共同処理するために、組合、協議会、附属機関などを設置しております。今回合併協議を進めていくに当たりまして、構成6市町村以外の市町村と組合などを設置している場合もありますので、まず長岡地域としては一部事務組合等を合併後どうするかという考え方を整理する必要があります。その考え方に基つきまして、関係する団体、市町村と協議をこれから進めてまいりたいと考えております。

そこで、長岡地域の考え方についてご提案をさせていただくものでございます。1枚おめくりいただきますと13ページでございます。一部事務組合等の調整方針案でございます。この考え方でご承認をいただいた後に関係の市町村、関係の団体と協議を進めてまいりたいという案でございます。

まず、表側、左側の方でございますが、一部事務組合につきましては、さまざまな種類の一部事務組合があるわけでございますが、大きくごみ、し尿の関係、それから斎場の関係、消防関係、水道関係、ガス関係、こういう区分をしております。

それから、表の一番上の方、表頭の部分をごらんいただきますと、それぞれの一部事務組合名、さらにその一部事務組合にどこの市町村が加入しているか、加盟しているか、6市町村を丸印で表記をしております。

さらに、その右側、その他の欄でございますが、一部事務組合につきましては、6市町村以外の構成団体が入っている場合もございますので、その場合の6市町村以外の構成団体名をその他の欄に記載してございます。そして、一番右側に現時点でそれぞれの一部事務組合をどういう形で調整をしていきたいか、長岡地域としての案をまとめたものでございます。

一つずつご説明をいたします。まず最初に、長岡地区衛生処理組合でございますが、衛生処理組合につきましては、6市町村の中だけでの市町村の構成になっておりますので、合併後は一部事務組合を解散し、すべての事務を長岡市で直接行うという考え方でございます。

次に、三島郡清掃センター組合でございます。これにつきましても、基本的な考え方としまして、合併の日に長岡市にすべての事務を引き継ぐという考え方でございます。これは、広域的な事務処理により効率化が図られるという観点からそう考えているものでございます。この考え方で関係団体と協議を進めてまいりたいと考えているものでございます。

次の小千谷地域広域事務組合、それからその次にございます新潟県柏崎地域広域事務組合、この二つにつきましては、それぞれ山古志村、それから小国町が構成団体になっておりますが、合併の日の前日をもってこれらの組合から脱退をし、長岡市でこれらの事務を行うという考え方でございます。この考え方で関係の団体、市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、斎場の関係でございます。与板郷消防・斎場事務組合でございます。6市町村内の構成団体としましては、中之島町と三島町が加盟をしております。その他の団体としましては、与板町、和島村、出雲崎町が構成団体となっております。調整方針案でございますが、基本的には合併後中之島町と三島町は新長岡市になるわけですので、長岡市の中で事務を行いたいという考え方でございます。ただ、今現在一部事務組合の斎場を利用しているという実態があるわけですので、合併後につきましても、一部事務組合の斎場を利用したいという方がいらっしゃる可能性がございますので、その場合は一部事務組合の斎場も利用できるように事務委託をしていくという考え方でございます。この考え方で関係の団体と協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、消防の関係ですが、与板郷消防・斎場組合でございます。これは、斎場のところでも同じ組合名が出てきておりますが、その組合のうちの消防の事務についての考え方でございます。この組合につきましては、中之島町と三島町が加盟をしております。その他の構成としましては与板町と和島村でございます。考え方でございますが、消防の事務につきましては、中之島町、三島町の分につきましては、長岡市で行いたいと考えております。ただ、この一部事務組合の構成町村から事務の委託の申し出、つまり長岡市でこれらの事務をやっていただけないかという申し出が仮にあった場合につきましては、受託をする方向で関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

その次の小千谷地域広域事務組合、新潟県柏崎地域広域事務組合でございますが、それぞれ山古志村、小国町が加盟をしております。構成団体はその他のところに記載のとおりでございます。これらの組合につきましては、いずれも合併の前日をもってそれぞれ山古志村、小国町は脱退をし、長岡市で事務を行いたいと考えているものでございます。この考え方で先方の団体と協議を進めてまいりたいということでございます。

次に、水道の関係でございます。与板町外2ヶ町村水道企業団でございます。三島町がこの企業団に加入をしております。構成としましては、与板町と和島村が構成団体となっております。調整方針案でございます。三島町は合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から当該一部事務組合の事務を合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で関係団体と協議する、こういう考え方で先方の団体と協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、小国町越路町水道企業団でございます。この企業団につきましては、構成が6市町村の構成市町村内だけの団体になりますので、団体としては合併の前日をもって解散し、事務はすべて長岡市で行うという考え方でございます。

最後に、ガスの関係でございます。三島町・与板町ガス企業団でございます。三島町が企業団に加盟しております。その他の構成団体としましては、与板町が構成団体となっております。これにつきましても、合併の日に長岡市がこれらの事務を引き継ぐという基本的な考え方で進めたいと思っております。理由につきましては、ほかの理由と同様でございますが、広域的な事務処理による効率化を図りたいという考え方でございます。この考え方で関係の団体と協議を進めてまいりたいと思っております。

1枚おめくりをいただきまして、14ページでございます。14ページにつきましては、長岡地域広域行政組合、それから福祉関係の六つの組合、新潟県市町村総合事務組合でございます。これらにつきましては、いずれも新市として加入、または新市として事務を独自に行うという考え方でございまして、実質的に変更はないという考え方でおります。なお、新潟県市町村総合事務組合につきましては、15ページをごらんいただきますと、この事務組合で行っている事業が順番に記載をされております。構成市町村の長岡市から小国町のところを見ていただきますと丸がついておりますが、すべての欄に丸がついているものは、長岡市として新たにこの組合に加入をして事務を組合として行うものでございます。下の方に行きますと、長岡市の欄に丸がついていない事務がございます。これらにつきましては、長岡市として独自に事務を行うという考え方でございます。したがって、組合での共同処理は行わないという考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページでございます。2の協議会でございます。協議会につきましては、学校教育の関係でここに記載してありますとおり視聴覚ライブラリーの協議会がございます。視聴覚機器や教材の相互利用するための協議会でございます。まず、長岡地域視聴覚ライブラリー協議会でございますが、越路町、三島町、山古志村、これは今までどおり長岡市がこの協議会に加入することになりますし、それから二つ目の柏崎地区視聴覚ライブラリー協議会、それから一番最後の三市南蒲地域視聴覚教育協議会、それぞれ小国町と中之島町が加入をしているわけですが、新たに長岡の加入します視聴覚ライブラリー協議会で事務をやることになりますので、実質的には影響はないものであります。

次に、3番、機関の共同設置でございます。ここでは、福祉、保健、医療の関係で介護認定と予防接種健康被害調査委員会の二つの機関についてご説明をいたします。いずれも新市として同一の基準で運用する必要がありますので、一つの組織にしたいと考えております。具体的には、介護認定の審査会につきましては、長岡市介護認定審査会を設置し、そこで事務をやりたいと考えております。それから、予防接種健康被害調査委員会につきましては、長岡市予防接種健康被害調査委員会がございますので、その委員会で事務を行いたいと考えているものでございます。

次でございますが、17ページでございます。恐縮ですが、本日差し替え資料としまして1枚お配りしたものがございますので、それでご説明をいたします。4番、事務委託でございます。事務委託につき

ましては、消防、学校教育、水道、ガスの関係で、現在6市町村の中、6市町村以外のところと事務の委託をしているものがございます。合併後どういう形になるかということですが、事務委託のうち消防、それから学校教育の三つ、水道、ガスのうち上の方、山古志村が長岡市と委託をしているもの、これらにつきましては、いずれも6市町村内での事務委託ということになりますので、当然に継続する必要がなくなるものでございます。なお、一番下にございます中之島町の水道事業、ガス事業、見附市との委託をしているものでございますが、これにつきましては、合併後に長岡市において見附市と新たに事務委託を行うことにより、今までと変わりが無い形で事業が実施できるものでございます。

それから、最後、5番、土地開発公社でございますが、これも法律に基づき設置されているものでございます。実態としまして、長岡市から小国町まで6市町村が一つのくくりとなりまして、長岡市として土地開発公社に加入する形になります。したがって、ここにつきましても実態としての影響はないということでございます。

説明については以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

大変さまざまな事務組合あるいは協議会等があるわけでございます。駆け足の説明ですので、わかりにくい面もあったかと思いますが、ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いをしたいと思います。

委員（今泉 實）

ただいま説明がありました一部事務組合の1番、13ページ、三島郡清掃センター組合、私中之島でございますので、それと斎場関係、さらに消防関係でございますが、調整方針案については特別異議があるわけじゃございませんが、ただその文言のくだりの中で、この3点については共通した中で、関係団体と協議をすると、その協議について会長のお考えがどういう形で協議を進められるのか、なぜこういうことを申し上げるかと申し上げますと、やはり長年この枠組みの中で一部事務組合という形を形成しながら、しかも相手の例えば清掃センター組合であってみれば与板町、和島、出雲崎、寺泊。与板町とか和島、出雲崎等については、合併の枠組みが進んでいるわけでありまして、あるいはまた寺泊は残念ながら相手がまだ見つからんと、自立の道を探っていると、こういう状況にあるわけでありまして、そんな方々とやがては将来的に見れば、これは想像でありますけれども、長岡市に加わってくるものだろうというふうに想像しているわけでありまして、その辺について特に関係団体との協議をするという内容がもう少し、こういうふうでこうなんだというお考えがあるとすればお聞かせ願いたいなと。私もやっぱりずっとつき合ってきているものでありますので、その辺丁寧にやっていかないといたずらに、いたずらという言い方は恐縮なんです、ご丁寧にひとつ協議をしていただきたいなと、こういう希望を持っているわけでありまして、お考えをありましたらひとつお聞かせいただければありがたいなと、こう思うわけでございます。

議長（森 民夫）

これは、一部事務組合等の問題は、あくまで協議する事項で、協議というか、これから相手方とご相談させてもらうということですね。ですから、ご相談をするときにこちらのスタンスが何も決まっていないとご相談できないわけですから、こういうスタンスでご相談を持ちかけたいと、こういう案でございませぬ。ですから、この問題はあくまで相手があるわけでございますので、私どもだけで決めるわけにはいかないわけでございます。相手方のいろいろお考えをよく聞いて、やりとりをする中でよい解決方法を探していくということになるわけでございますが、その一つの取っかかりとしてこういう提案をさせていただきたいというきょうご了承を得たいというものでございませぬ。したがって、実際の協議ということになりますと、例えば清掃センターでいえば与板、和島、出雲崎、寺泊のそれぞれにとりあえずご相談しなきゃいけませんし、またこちらも協議会としてきょう決めていただければ協議会として協議に行けるわけですけれども、当然のことながら中之島のご担当の方と長岡と一緒に一緒に行くとか、そういう具体的なことについては、個々の組合の実情等に応じて、これからまた関係の深い、清掃であれば中之島の町長さんをはじめ担当の方とご相談しながら、どういう協議の仕方が一番失礼がなく、うまくいく可能性があるかということも含めてご相談させていただいた上で決めていきたいと思っておりますので、丁寧にやりたいと思っております。

委員（今泉 實）

よろしくひとつお願いいたします。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

今申し上げましたように、相手方がある話でございますから、このとおり決着するとは限らないわけでございますが、とりあえずこのスタンスで相手に提案して協議させていただきたいというものでございませぬ。よろしゅうございませぬか。特にございませぬですか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第18号につきまして、一部事務組合等の取り扱いにつきましては、きょうご提案した内容でもって相手方と協議をさせていただくと。具体的にどのように協議を始めるかについては、また事務方でよく相談の上、丁寧にいうということで決定したいと思っておりますが、よろしゅうございませぬか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第18号につきましては、原案どおり決定とさせていただきます。

次に、議案第19号 使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、19ページでございます。議案第19号 使用料・手数料等の取扱いについて（その1）でございます。ここで「その1」とありますのは、本日ご提案させていただきますのは、使用料、手数料のうち手数料の取扱いについて本日提案させていただきますので、そういう意味で「その1」となっております。

それでは、説明をいたします。手数料の取扱いについてですが、任意協議会では手数料は合併時に統一するよう努めるというような基本的な考え方がございました。それを受けまして、法定協議会でこういう形で取りまとめをしたいというふうに考えております。

手数料については、合併時に統一する。これは、一つの市になるわけですので、同一の市において手数料に差があるべきではないという考え方から、統一をしたいと考えているものでございます。ただし、協定項目、各種事務事業の取扱いで提案する手数料については除くものとする。これは、今事務制度の調整を並行して進めているわけですが、単純に手数料の金額だけを統一するというこの前に、まず事務の制度に差があることによって、事務の制度を統一した上で手数料についてどうするか、こういう議論をしなければならないものが幾つかございます。そういったものにつきましては、今回の手数料ではなくて、各種事務事業の取扱いの中でご提案をさせていただきたい、こういうふうに考えているものでございます。

具体的な内容でございますが、恐縮です。22ページをお開きください。ここで手数料を一覧でわかるような形で整理をしております。大きく1番、2番、3番と分かれておりますが、まず1番、長岡市の制度に統一するもの、全部で36の項目でございます。2番目、越路町の制度に統一するもの、これが1項目ございます。そして、3番ですが、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町、長岡市以外すべての町村ということになりますが、これらの制度に統一するもの、これが1項目ございます。そして、これらのそれぞれの手数料が具体的に幾らになるかということにつきましては、次の23ページから34ページまで個々に記載してあるとおりでございます。当然のことですが、金額がそれぞれの市町村にとってみますと上がるもの、下がるもの、さまざまでございます。ただ、全体としましては下がる項目の方が多いという結果になっております。

説明につきましては以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

手数料につきましては、非常に多数の項目がございます。合併時に統一するということで提案がございましたけれども、少し資料なども見ていただきまして、皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なくお願いをいたします。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

手数料につきましては、任意合併協議会の時点では合併時に統一するよう努めるという表現だった

わけでございますが、各分科会で精力的に検討をしていただきました結果、ほとんど合併時に統一することで案がまとまったということでございます。ただし、一部ごみ処理などの手数料が制度調整が必要なので、別に定めるということになってございます。そういう内容でございますが、この議案第19号につきましては、特にご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第19号につきましては、原案どおり決定とさせていただきます。

次に、議案第20号 公共的団体等の取扱いにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、35ページをお開きください。議案第20号でございます。公共的団体等の取扱いについてでございます。

公共的団体等の取り扱いにつきましては、任意協議会で協議をいただいたときと基本的には同じ考え方でございますが、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って調整に努めるという基本的な考え方で整理をしたものでございます。任意協議会の段階ではそういう考え方で整理をしたわけですが、法定協議会では具体的に先方の団体とこれから調整をする必要が出てまいりますので、具体的には（１）から（４）の区分で調整を進めることをご提案をさせていただき、ご承認をいただいた後に、この考え方で分科会での具体的な実質的な作業に入りたいと考えているものでございます。

（１）でございますが、各市町村の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するように調整に努める。

（２）、各市町村の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

（３）、各市町村の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

（４）でございます。その他の団体はとっておりますが、ここでは各市町村共通の団体は（１）から（３）で整理をしておりますので、それ以外の団体、つまりその市町村にしかない団体ということでございますが、こういう団体につきましては、原則として現行どおりとする。

この四つの方針をご提案をさせていただくものでございます。

そして、それでは公共的な団体というのがどういう団体があるかということが37ページから42ページまで一覧表としてまとめてございますが、実はそれぞれの市町村から公共的な団体ということでご報告いただいたものをそのまままとめておりますが、具体的にこれから関係団体と調整の作業に入ります段階で、ほかにもこういう団体があるというふうな場面もあると思っておりますが、それらの整理もあわせて行いながら全体の整理をしていきたいと考えております。

なお、1枚おめくりいただきまして、37ページの13番に社会福祉協議会、それから14番にシルバー人材センターというのがございますが、この2団体につきましては、長岡地域の合併協議の進捗状況をにらみながら既に合併協議が進められている団体でございます。

説明については以上でございます。

議長（森 民夫）

この議案第20号は、個々の各団体をどのように取り扱うかをきょう決めるのではなくて、本日はその方針を決めるといにとどめまして、具体的な内容については、それぞれ各団体等で今後この方針に基づいて協議をするという提案でございます。基本方針を見ますと、それぞれの団体のいろんな事情によっていろんなパターンがあるということを決めるだけのようでございますが、何かご質問、ご意見、この際でございますので、ございましたら挙手をお願いをいたしたいと思えます。

それぞれの団体でいろんな事業目的、性格も違いますから、やはりそういうのを一つ一つ見ながら、統一した方が望ましいもの、あるいは別でも問題ないものということをお個々に決めていくということになろうかと思えます。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第20号につきましては、ここの35ページに書かれております基本方針に基づいて調整に努めるということで決定をしてよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議がないようでございますので、議案第20号につきましては、提案どおりに決定させていただきます。

次に、議案第21号でございます。各種団体への補助金・交付金の取扱いについてであります。

それでは、資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、43ページをお開きください。議案第21号でございます。各種団体への補助金・交付金の取扱いについてでございます。

各種団体への補助金、交付金の取り扱いについてでございますが、ここでは団体に対する運営費についての補助金についてご提案をさせていただきたいと考えているものでございます。この部分につきましても、任意協議会の段階である程度方針が出されておまして、各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び、この部分が後から委員さん方のご意見により入った部分でございますが、地域特性の観点から調整を図るものとする。こういう基本的な考え方で任意協議会の段階でも整理をされておったものでございます。

それで、その次に、ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金について

は、除くものとするという表現がございますが、この部分につきましては、今ほど公共的な団体のところでご説明をした内容と同様の状況でございます、事務事業の調整とあわせて検討をする必要があるものが実際にあるわけでございます。こういったものにつきましては、各種事務事業の取り扱いの中で検討協議を進めてまいりたいという考え方でございます。今ほど任意協議会の段階での基本的な考え方の整理の内容お話ししたわけですが、法定協議会におきましては、公共的な団体と同様に具体的に調整の作業に入る必要が出てまいります。したがって、次に書いてあります(1)から(3)の区分で調整を進めることを提案をし、承認後この考え方で分科会による調整の作業を始めたいと考えるものでございます。

(1)ですが、各市町村同一または同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。

(2)、各市町村独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。

(3)、整理統合できる補助金については、統合、廃止する方向で調整する。

3番につきましては、当然のことながら行財政改善の観点をに入れていくということでございます。

そして、それではどういう補助金を交付されている団体があるのかということでございますが、45ページから49ページまで団体名がまとめてございます。これらの団体について今現在補助金、交付金が出ているわけでございますが、これらの補助金について(1)から(3)の考え方で分科会作業によりこれから整理を進めてまいりたいと考えるものでございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

この議案第21号も個々の調整案ではなくて、調整の基本方針の提案でございます。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

基本方針の提案でございますので、特にご異議がなければ、議案第21号につきましては、提案どおり承認したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

議案第21号につきましては、提案どおり承認とさせていただきます。

次に、議案第22号 各種事務事業の取扱いについて(その1)でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、別冊資料ということで、少し大きな版になりますが、A3版で配付をさせていただいております各種事務事業の取扱いについて(その1)というものをお出してください。

各種事務事業の取扱いにつきましては、1回目の協議会のときに回数を何回かに分けてご提案させていただくということでご説明をしたところですが、第2回目の今回につきましては、そのうちのその1ということで最初のご提案をさせていただきたいということでございます。

1枚おめくりいただきますと1ページでございます。表になっておりますが、事務事業の取扱いをご提案させていただくに当たって、私どもの専門の分科会でそれぞれの事務事業の調整を行っておりますので、分科会単位でご提案をさせていただきたいと思っております。したがって、一番上に02、広報分科会と書いてございますが、広報の分科会での事務事業の取扱いがこの2点だということでございます。この表の一番左側にページが振ってございますが、このページにつきましては、次のページ以降に6市町村のこの項目に関する制度の比較が載っている、それをあらかずページでございます。

それから、事務事業コードを一つ飛ばしていただきまして、各種事務事業と書いてある欄につきましては、これが事務事業のタイトルでございます。

そして、分類と書いてありますが、合併時にどういう形で調整をしていくかということがこの分類のところに記載をされております。

そして、一番右側でございますが、調整方針案のところにその調整の内容が記載をされている、こういう表構成でございます。この表に基づいて説明をいたします。

まず、首長への手紙ということでございます。これにつきましては、6市町村ともいわゆる電子メールで市町村長に対する住民の方のご意見をいただくようなスタイルをとっていらっしゃるし、それから手紙などの紙ベースでも住民の方の意向を受けるといようなことをやられているところもでございます。したがって、電子メールや手紙などの両方のパターンがあるわけでございますが、現在長岡市は両方とも行っておりますので、合併後につきましては、長岡市の制度に統一をし、両方、つまり電子メールや紙ベース、手紙など、両方で行いたいと考えるものでございます。

次に、2番目、広報紙の発行でございます。これにつきましても、いわゆる広報紙でございますので、全市一律に同じ市の情報が全域に行き渡るようにしたいと考えているものでございます。したがって、1種類の一つの広報紙を作成し、全地区に配布をしたいと考えているものでございます。この二つの項目についての6市町村の比較は、2ページ、3ページ、各種事務事業の取扱いに関する調整方針案に記載をされているとおりでございます。

それではまたおめくりいただきまして、4ページをお開きください。ここでは、例規の分科会に関する各種事務事業の取扱いについてでございます。全部で8項目でございます。順次説明をいたしますが、まず一番最初にございます非核平和の推進、それから公募の賞というのがございますが、これ実は米百俵賞というものでございます。これは、いずれも6市町村のうち長岡市にだけあるものでございます。したがって、いずれも長岡市の制度に統一をしていきたいというものでございます。

次に、3番目の情報公開制度でございますが、6市町村ともにいずれも条例で定めている制度でございます。基本的には同じ趣旨で定めているわけでございますが、公開対象の文書などについて一部差があるものでございます。したがいまして、これにつきましても、長岡市の制度に統一をしていきたいと考えるものでございます。

その次の4番目でございます。審議会等の議事録公表制度でございます。これにつきましても、長岡市にだけある制度でございますので、長岡市の制度に統一をしていきたいと考えるものでございます。その次、個人情報保護制度でございます。これにつきましても、いずれの市町村にも条例で定めがございます。基本的には同じ趣旨で定めております。一部請求権者の範囲等で差がございますが、長岡市の制度に統一をしていきたいと考えております。

その次でございます。海外高校留学奨学金の支給でございます。これにつきましても長岡市にだけある制度でございますので、長岡市の制度を全域に適用させていきたい、長岡市の制度に統一をするという考え方でございます。

次、最後から二つ目でございます。育英奨学金の貸し付けでございます。この制度につきましては、長岡市と山古志村、この二つの市、村にある制度でございます。基本的な考え方は長岡市の制度に統一をしたいと考えておりますが、現在山古志村さんで既に貸し付けをされていらっしゃる方がいらっしゃいますので、その方たちにつきましては、現在の貸し付けの条件、返還の条件のままをしたいという考え方でございます。

それから、最後でございますが、市町村の表彰でございます。表彰の制度につきましても、すべての市町村で表彰の制度を持っていたいております。ただ、表彰の基準年数等に若干差がございますが、基本的には長岡市の制度に統一をしていきたいと考えるものでございます。

そして、今説明をいたしました非核平和の推進から最後の市町村表彰の八つでございますが、次のページ、5ページから12ページまでの間に詳細の6市町村の比較が載っております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

各種事務事業の取り扱いのうち、広報分科会と例規分科会の結果が出てまいりましたので、本日はその二つの分科会についてお諮りをするものでございます。皆さんからご意見、ご質問ございましたらば、どうぞご自由に挙手をお願いをしたいと思います。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

特にないようでございますので、議案第22号につきましては、提案どおり承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第22号につきましては、この提案どおりに承認とさせていただきます。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。全体を通しまして何かご意見、ご発言ございましたらお願いいたします。

発言する人なし

議長（森 民夫）

ございませんようですが、私の方からひとつお話しさせていただきますと、今回合併の具体的な日程につきましては、協議をいたしませんでした。前回ご意見がありまして、延ばしたものでございますが、これにつきましては、改めまして合併の具体的な日程につきましては、他の協議会の合併日にイベント等との関係を考慮する必要があることと、それから具体的日付についてはそれぞれの地域のさまざまな行事との調整等が必要でございますので、いましばらく精査をさせていただきます、改めまして提案させていただきたい。事務的には具体的日付が早目に決まらなと困るということではございませんので、十分精査をした上で提案をさせていただくことにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、皆様のご協力で大変スピーディーに本日の協議会は終わることができました。ありがとうございました。

事務局の方から何か事務連絡ございますでしょうか。

事務局（高橋）

本協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場はこの隣の部屋になります。同じ白鳥の間でございますが、隣になります。始まりの時間ですが、6市町村長さんと議長さんがそろいましたら、そろい次第始めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、次回の協議会でございますが、4月13日火曜日でございますが、午後3時からを予定しております。会場は長岡グランドホテルでございます。開催案内、会議資料につきましては、開催1週間前をめどに送付をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

連絡事項は以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、本日の会議日程はすべて終了とさせていただきます。

会議運営に大変ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

（散会 午後7時）